

## 総務委員会会議録

平成18年9月28日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:37

### ○ 委員長

ただ今から総務委員会を開催いたします。「議案第103号 平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。 執行部に補足説明を求めます。

### ○ 財政課長

補正予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は補助事業に伴います事務事業費の変更などを中心に今後の主要額を見込んで補正するものでございます。補正額といたしまして、84,940,000円になっております。2ページをお願いいたします。歳出の方でございますが、民生費の五穀神地区下排水路新設工事につきましては、県の補助事業を活用いたしまして実施するものでございます。農業費の久保白ダム土地改良区補助金につきましては、送水管の漏水の修繕工事及び事務費の追加をいたしております。教育費の小中学校幼稚園コンクリート耐震強度調査委託料は、昭和56年以前の学校施設につきまして耐震補強の計画を検討するため調査するものでございます。文化会館舞台機構設備改修工事につきましては、コスモスコモンの大ホールの舞台吊り物ワイヤーロープならびにブレーキライニングの取替えを行うものでございます。子どもマナビ塾事業追加につきましては、県との協議で事業費が増加しておりますので、増額するものでございます。繰越明許につきましては、建築工事の長期化によりまして外溝工事が年度を越す見込みとなりますものですから、15,500,000の繰越明許費を設定するものでございます。なお、歳入の繰越金は財源調整のために70,048,000円を計上いたしております。以上で説明を終わります。

### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。

議案第103号平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)についてお尋ねいたします。補正予算書10ページ歳出3款民生費1項社会福祉費五穀神地区下水排水路新設工事の工事請負費15,300,000についてです。この事業概要と経過の説明を求めます。

### ○ 人権同和推進課長

五穀神地区の下水排水路新設工事でございますけども、平成14年度より計画しまして測量設計を行っていましたが、地権者の合意が得られず実施できなかったものでございます。もともと本地区は炭鉱住宅を含み雨水や下排水は市のため池を経まして道路側溝へと流れておりました。しかしながら、年月の経過により排水設備が壊れるなど老朽化し、排水は流末の民家敷地に沈下し、敷地及び敷地周辺に湧き出しているような状況でございます。今回地権者より土地の無償譲渡の了承が得られましたので、県の低環境補助事業により下水排水路を新設するものでございます。工事長につきましては230m、事務費を含みます事業費は15,600,000円で2分の1の7,800,000円が県費補助でございます。工期は本年11月より来年の3月末までを予定しております。工事箇所及び工事期間、工事概要につきましては配布されております工事概要説明資料の1ページから2ページにございますので、よろしく申し上げます。

### ○ 川上委員

次に同じく10款教育費2項小学校費中学校費幼稚園費にあるコンクリート耐震強度調査委託料総額29,484,000円についてです。説明資料によると昭和56年度以前の学校施設について耐震補強の計画を検討するための調査であり、対象は小学校が73棟、中学校が

47棟、穎田幼稚園が1棟合わせて121棟となっております。まず対象を昭和56年度以前のものとする理由をお尋ねします。

○ 教育総務課長

現在使われています耐震基準は、昭和53年に起きました宮城県沖地震を受けまして、建築基準法によりまず新耐震設計基準として昭和56年6月に改正強化して施行されたものでございます。震度7の阪神淡路大震災、これは平成7年でございますが、においてもこの基準により設計された建物は被害が少なかったと言われております。新耐震設計基準では、震度5までは損傷などの被害は起こらず震度6でも建物にある程度の被害が発生しても倒壊しないで人命には影響しないような強度の設計にしなければならないとされております。

○ 川上委員

この121棟の旧自治体別の分布状況をお尋ねします。

○ 教育総務課長

今回対象にしていますのは、小学校22校のうち14校でございますが、旧飯塚では12校のうち11校、穂波は5校ございますが対象になっておりません。筑穂は3校のうち1校、庄内は1校でございますので1校でございます。穎田も1校でございますので1校でございます。中学校につきましては、12校ございますが12校全部対象になっております。

○ 川上委員

幼稚園は穎田ということなんですけど、いずれにしてもこの121棟現在の耐震基準を満たさず老朽化も進んでいる。つまり相当危険だということです。ところで、授業がある平日はこの121棟には子どもたちは何人いることになりますか。

○ 教育総務課長

全体からちょっと申し上げますと、小中学校が合わせまして34校でございますが、現在約生徒数が10,650人でございます。今質問されました建物のうちそれに対象になる生徒数は何人かと申しますと、だいたい今回対象になっておりますのが全体で申し上げますと約7割でございますので、細かい数字は出しておりませんが建物からいきますと約7割が耐震化が進んでないという状況でございます。

○ 川上委員

私も調べてみたんですね。学校要覧5月1日付でいきますと数字が分かるんですが、今度の小中学校でいきますと先ほど121と言いましたけれど、小中学校でいきますと120棟です。全体では147棟あるそうですね。それで5月1日付の小中学生の人数は10,661人なんですね。単純にそのまま比例計算すると8,702人という数字になるんです。これに穎田の248人を加えると8,950人、つまり約9,000人の子どもたちがこの現在の新耐震基準を満たさず老朽化が進んでいる学校施設で生活しているということなんですね。一日のうちの3分の1、長い場合は半分くらい暮らしてるわけです。それで先ほど新耐震基準は1978年6月12日発生の宮城県沖地震が原点になっていると言われてましたかね。なっているわけですね。この地震では仙台市が震度5です。死者16人重軽傷者10,119人住家の全半壊が4,385戸、部分壊が86,010戸という多大な被害です。ところで昨年3月から4月にかけて福岡県西方沖地震が続きました。3月20日午前10時53分の最初の地震では、穂波東中学校や平恒小学校に近い忠隈が損度5強です。宮城県沖地震の仙台市の震度5を上回っています。また、飯塚第3中学校に近い川島、筑穂中学校のある長尾が震度5弱、飯塚第1中学校のある新立岩、市役所もあるわけですが、庄内中学校のある綱分、そして穎田小学校のある勢田が震度4です。続く4月20日午前6時11分発生の地震では忠隈、長尾、綱分が震度4、新立岩が震度3です。市長、授業がある平日には子どもが約9,000人もいる学校施設が国の耐震基準を満たさないまま老朽化が進み、一方で昨年は震度5強、震度5弱あるいは震度4という強い地震が学校施設がある地域で起きています。市長、この危険性について

どのようにお考えですか。

○ 教育長

今言われますように、昭和56年を基準にして古い建物は沢山あるわけですが、子どもたちの安全安心というのが今非常に重要になってきている段階でございますので、やっぱり早急に調べて状況を把握し、それに対する対応策を早急に練っていかねばいけないと思っております。

○ 川上委員

教育基本法というのがあるんですね。この中で、学校施設だとか教育環境を整えるのは、教育行政の責任もあるでしょうけど、基本的には行政の責任ですから市長に答弁を求めたわけです。市長、答弁をお願いします。

○ 市長

そういう状態だと、今川上委員の方からも各地で起こった地震の状況を説明されたわけですし、それに基づいて耐震強度の調査をするということをやっているわけですが、それに対して今から体制と言いますか調査の後の報告を聞いたうえでの考え方をまたそこに示したいと思っております。

○ 川上委員

この危機を回避するには、新耐震基準による建替えや耐震補強は必要です。今回の耐震補強を検討するための調査に要する費用は約30,000,000円です。今後耐震診断さらに耐震補強が必要になります。それぞれの程度の費用が必要だと見込まれますか。

○ 教育総務課長

今の件につきましては、県の方にお聞きしましたところ、これは概算の概算でございますけど、耐震診断には約1棟当たり300万円程度かかるだろうと、それから耐震補強工事につきましては、これは建物の大小がありますが、これも概算の概算で約5,000万円程度かかるだろうというふうにお聞きいたしております。

○ 川上委員

1棟につき耐震診断は300万、100棟ならば3億円ということですね。それから診断しただけでは仕方ありませんから、耐震補強をしようとする1棟につき5,000万円、100棟だとすれば50億円という巨額にのぼるわけです。それで、子どもたちの置かれた状態を考慮するならば市としては国に対して現在3分の1の耐震補強の補助率を大幅に引き上げるように強く要求しながら、市としてはですよ、例えば地震が来たら被害が一層ひどくなることが明らかな坑道が何本も走った三菱の炭鉱跡地に50億円ですむか60億円かかるか議会に明らかにできないような無駄、あるいは急ぐ必要のない工業団地作りは見送り、学校施設の耐震補強や建替えにこそ予算を確保すべきだと思いますけども市長の考えを伺います。

○ 財務部長

耐震の今後の補強については、先ほど教育長あるいは市長が答弁されたように今回の調査を待ってその危険度の優先順位等をよく検討してから進めなければならないと思っておりますが、お尋ねの鯉田の件につきましてはまだどこにも正式に話がどうだこうだということでは出てきておるわけではございません。内部でそういう検討ういおやっているとということだけで、これを予算化して実施するとかしないとかいうことは決まっておりますので、その点につきましてはコメントを差し控えさせていただきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第103号「平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 飯塚市情報公開条例及び公益法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 総務課長

飯塚市情報公開条例及び公益法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明いたします。議案書の5頁をお願いいたします。本条例は、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、会社法の施行期日を定める政令により、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、有限会社法が廃止されたため、関係条例の整理を行なうものです。6頁が改正条文の本文でございます。次に7頁をお願いいたします。条例の新旧対照表でご説明いたします。飯塚市情報公開条例の第17条及び公益法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例の第9条から「有限会社」の文言を削るものです。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第106号 飯塚市情報公開条例及び公益法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 飯塚市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 総務課長

飯塚市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明いたします。議案書の32頁をお願いいたします。本条例は、消防組織法が改正されたことに伴い、飯塚市消防団の設置等に関する条例、飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例「飯塚市消防団員等公務災害補償条例及び飯塚市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例」の整理を行なうものです。33頁が改正条文の本文でございます。次に34頁をお願いいたします。条例の新旧対照表でご説明いたします。それぞれの条例において、消防組織法の改正により、条項にずれが生じたものを整理するものです。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

議案書の33ページに、第3条、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の改正の中身が書いてあります。で、第4条、飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例改正の中身が書いてあるわけですが、消防団員、あるいは非常勤消防団員は、災害の防止、あるいは救助のために体を張って命をかけて公務にあたっておられるわけですが、この第3条と第4条に関わってですね、彼らの不利益になる事項はありませんか。お尋ねします。

○ 総務課長

今回の消防組織法の一部改正でございますが、第164国会で成立いたしておりますけれども、主に消防の広域化を推進するための基本的内容が改正をなされております。今回、先ほどご説明いたしましたように、本市の条例を改正する中身につきましては、この法の改正に伴い条項のずれを整理するものでありまして、内容の変更等は一切あっておりません。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第111号 飯塚市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第114号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について補足説明いたします。議案書の41ページをお願いいたします。平成19年1月29日から山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町が廃止されまして、その区域をもってみやま市が設置されること。ならびに、この合併によりまして、瀬高町他2カ町衛生組合及び瀬高町他2町消防組合が解散されることにもなしまして、福岡県市町村職員退職手当組合を組織いたします地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため地方自治法第290条の規程及び市町村の合併の特例等に関する法律第13条第2項において準用する地方自治法第290条の規程によりまして、議会の議決を求めるものでございます。42ページに一部改正する規約を、43、44ページにその新旧対照表をおつけいたしております。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第114号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 飯塚地区消防組合同約の変更について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

## ○ 総務課長

飯塚地区消防組合規約の変更につきまして、補足説明いたします。議案書の45頁をお願いいたします。本条例は、消防組織法が改正されたことに伴い、飯塚地区消防組合規約の整理を行なうものです。46頁が改正条文の本文でございます。次に47頁をお願いいたします。条例の新旧対照表でご説明いたします。消防組織法の改正により、第9条記載の条項にずれが生じたものを整理するものです

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第115号 飯塚地区消防組合規約の変更について」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

## ○ 委員長

次に、「議案第119号 飯塚広域市町村圏事務組合の解散について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

## ○ 総合政策課長

飯塚広域市町村圏事務組合の解散について補足説明をいたします。1ページをお開きください。現在、飯塚広域市町村圏事務組合が、共同処理する事務として、本組合規約第3条に定めています広域市町村圏計画の策定並びに広域市町村圏計画に係る連絡及び調整に関する事務及び飯塚地区養護老人ホーム(愛生苑)の維持管理等に関する事務を行なっております。本年3月の市町村合併に伴い、構成団体が10団体から3団体となりまして、本組合の必要性が減少し、また、本組合の主たる事務であります飯塚地区養護老人ホーム(愛生苑)についても構成団体協議で飯塚市への帰属の方向性が整ったことなどで、平成19年3月31日をもって地方自治法第288条に定める飯塚広域市町村圏事務組合の解散に関する協議を行なうため、同法290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、本事務組合の構成団体であります、嘉麻市及び桂川町においても、同議案を9月定例議会に提案することになっております。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

## ○ 川上委員

日本共産党は、「議案第119号 飯塚広域市町村圏事務組合の解散について」反対であります。反対の理由につきましては、「議案第120号 飯塚広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について」の審議の中で明らかにしていきます。

## ○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第119号 飯塚広域市町村圏事務組合の解散について」は、原案どおり可決することに賛成の議員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第120号 飯塚広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 総合政策課長

飯塚広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について補足説明をいたします。2ページをお開きください。議案第119号で提案いたしました飯塚広域市町村圏事務組合の解散に伴う組合の財産処分について、地方自治法第289条の規定により、財産処分を関係市町の協議のうえ、飯塚市へ帰属させるもので、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。資料といたしまして、財産の概要を添付いたしております。内容については説明を省略させていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

今回の議案は、飯塚広域市町村圏事務組合が設置する養護老人ホーム「愛生苑」を飯塚市に移譲するものです。この愛生苑の所在地は飯塚市鯉田、管理運営は現在飯塚市が委託を受けて、職員20名で行っています。1976年の設置から今年で丸30年。この間、愛生苑はどういう役割を果たしてきたと考えていますか。お尋ねいたします。

○ 総合政策課長

地域高齢者の福祉の向上に貢献しているものというふうに認識をしております。

○ 川上委員

その程度の答弁ということだと思いますが、給食は現在、直営ですか。

○ 総合政策課長

調理につきましては、委託を行っておるところでございます。

○ 川上委員

旧飯塚市の行財政改革の大きい課題の一つとして、そういうことになったんですね。医療機関との連携はどうなってますか。

○ 総合政策課長

医療機関と十分に緊密な連携をとって、入居者の健康管理、応急処置等を行っているところでございます。

○ 川上委員

その答弁では何もわからないでしょう。もう少し具体的に説明してください。

○ 総合政策課長

苑には嘱託医が設置されております。また、緊急医療につきましては急患センターの方にすぐ診ていただくという体制を、施設内でとっておるところでございます。

○ 川上委員

あなたの言う急患センターとは、どこのことですか。

○ 総合政策課長

飯塚病院の急患センターのことでございます。

○ 川上委員

正確にできるところは、正確にいきましょう。それで、今年度当初の入所者は定員120名に対し79名と聞いてます。入所要件と現在の入所者数を地域ごとに伺います。

○ 総合政策課長

飯塚市管内では36名、嘉麻市が11名、桂川町2名、そしてその他の地域が30名、合計の79名でございます。

○ 川上委員

入所者は2年前には105人だったと聞いております。年々減少しているようではございますが、何が原因だとお考えですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

建物が、ご存知のとおり老朽化しております。それで、構造的な問題もございますので、そういったことで施設のいろんな環境状況が調っていないということも、一因であると考えております。また、入所者の中でも二人で入られてるとか、また四人部屋とか、そういったところの部屋の環境も、なかなか入所者の方については現在の社会情勢、いろんな状況から合っていないということにも一つの原因があると考えております。

○ 川上委員

ここまでやってきたんですが、市長にもお話しておきたいと思うんですが、この愛生苑はどのような役割を果たしてきたかと。で、答弁は、地域高齢者の福祉の向上ということですね。これは、そのとおりなんですが、大事な観点が抜けてる。ですから、なぜこの人数が減ってるかという問題についても、明確な答弁が出てこないわけです。つまり、この愛生苑は措置施設であって、一般の契約施設とは違うということですね。低所得の人を対象とした施設で、入所要件としてはどうなってますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

まず、低所得の方々、また家庭環境の中において、やはり施設の方にですね、入所していただくような状況が家庭内にある。状況がそういったことの方々が入所する家として、今現在運営しておるところでございます。

○ 川上委員

現在入所されている79名の方々は、社会的にどういう状況の方か、今の答弁で今までよりはわかりやすくなったと思うんですが、入所要件としてはですね、財政的なことを言いますと、市県民税が非課税の均等割りまでかかる、そういう高齢者だけを対象としてるわけですね。そこで、入所にかかる費用、自己負担は、どの程度になってますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

一人あたり136,000円の措置費が月額かかっているということです。

○ 川上委員

本人の自己負担と、私、聞きましたかね。本人の自己負担ですよ。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

所得、収入によって変わりますので、収入の少ない方につきましては、先ほど申しましたものの全て、市の方で措置しておりますが、収入によっては個人負担が出てまいります。

○ 川上委員

だから、その自己負担を聞いてるんでしょ。答弁しにくいですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:42

再 開 11:45

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほどの、個人負担がいくらあるのかということでございますが、収入によりまして、まず1段階では27万円以内であればそのまま13万、先ほど136,000円と申しましたが訂正いたしまして、139,659円が一人当たりの月額の措置費でございます。その措置費につきましては、27万円以内であれば個人負担がないと。27万円から、例えば28万円であれば個人負担が1,000円というふうに、段階的に収入に応じた個人負担が出てまいります。



○ 川上委員

個人負担のない方が圧倒的なんですよ。それで、高齢単身者が増えて、格差社会が深刻化、特に庶民増税や介護保険料にみられる高齢者狙い撃ちの負担増とサービス切り捨てが進む中で、本来、愛生苑の役割はますます大きくなっているわけです。それなのに入所者は減少している。必要者数は小さくなっているのか。そこで、愛生苑はどういう経過のもとに30年前、公立施設として設置されることになったのか、お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

開設当時につきましては、先ほども答弁しましたように、収入の少ない、いわゆる低所得者の方々とか、家庭環境にいろいろ問題のある方、そういう方を、やはり自治体の方で救済すると、そういうことの受け皿としてですね、そういう施設が開設されたと認識しております。

○ 川上委員

現在、施設の老朽化が進んでいると思いますが、建て替え計画は過去にありましたか。お尋ねします。

○ 総合政策課長

過去に愛生苑の建て替え計画が論議されたことは、ないというふうに認識しております。

○ 川上委員

その認識は間違っていると思います。で、2000年当時、民間移譲が、愛生苑のね、民間移譲が議論になったことがありますか。お尋ねします。

○ 総合政策課長

合併前の2市8町の広域組織の時に、事務レベルでございましたけど、研究会的な、今後の愛生苑の運営につきまして、論議があつておつたというふうに聞き及んでおります。

○ 川上委員

そんなこと聞いてるんじゃないですよ。2000年当時、平成12年、6年前の話ですよ。

○ 総合政策課長

効率的な運営をどのようにするかということで、民間委託、その当時は指定管理者制度というものはございませんでしたけど、縷々、効率的な経営を2市8町の事務レベルで勉強会をやつたというふうには認識しております。

○ 川上委員

あなたはこの問題の責任者なんですよ。課長ですから。で、平成12年のこの議論を知らないんですね。お尋ねします。

○ 総合政策課長

論議の詳細までは理解しておりませんが、ただ、方向的に話が、最終的にどういう方向で結論付けたというところまでは至っていないというふうに聞き及んでおります。

○ 川上委員

じゃあ部長、この平成12年、2000年当時の民間移譲、民間委託でもいいですよ、その議論はどういうふうになってね、それをやめることになったんですか。お尋ねします。

○ 企画調整部長

確かに平成12年に、そういうふうなことで一部事務組合の方で議論があつております。で、その議論の結果、民間移譲とかいうことじゃなくて、あくまでもこの事務組合の主体のもとで運営していくという形になっております。しかしながら、一部分については効率的な運営を図らないといけないという立場から、先ほどご答弁申し上げましたように、給食業務については民間委託というふうな結果になっておるところでございます。

○ 川上委員

本質をわかってらっしゃるのに、かわそうとするところが、だらだらとした質疑になるわけですよ。この低所得である、その他含めて社会的に弱い立場にある高齢者のために自治体が責

任を負うというのが、さっきの主幹の答弁じゃないですか。この立場からね、この民間委託、民間移譲というのが市民的な批判を浴びたんでしょ。その中で、本体の民間移譲だとか民間委託は取りやめになったんじゃないですか。そして飯塚市は、旧飯塚市は委託を受けておきながらね、調理部門については民間委託に出していくということになったわけです。

ところで、この平成12年、2000年から6年が経過しております。経営は黒字ですか。お尋ねします。

○ **総合政策課長**

超過負担が生じております。

○ **川上委員**

超過負担が生じておると。まあ、当然でしょうね。そういう弱い立場の方々を助けるために公がつくった施設ですから。それで今回、飯塚広域市町村圏事務組合の所有から飯塚市の所有へ移そうとする目的、これは何ですか。

○ **企画調整部長**

お尋ねの、愛生苑を飯塚市の財産に移譲させようという理由でございます。これは、愛生苑の建物も含めまして全ての財産を、本市が一部事務組合から譲り受けまして、そして他の福祉施設と有効的に活用する方向で、今現在検討いたしております。そういうことからしまして、今回議案にこのように上程させていただいている次第でございます。

○ **川上委員**

今の答弁、大丈夫ですか。あなたは今ね、愛生苑も含めて一部事務組合から引き受ける財産を、有効利用すると言ったんですよ。その答弁でいいですか。

○ **企画調整部長**

これは一部事務組合から飯塚市が譲り受けまして、他の福祉施設と有効的に活用するという事で、今現在検討しております。

○ **川上委員**

赤字だから飯塚市が引き取って、責任を持って管理運営しようというわけではないんですね。お尋ねします。

○ **企画調整部長**

今のご質問は、この愛生苑を今後どんなふうな方向性で導くのかというようなご質問と思います。これにつきましてはですね、現在検討いたしておりますし、また他の機関、他の委員会等でご審議を頂くというようなことでお願いをしておりますので、この質問に対しますご答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○ **川上委員**

そういうこと、聞いてないでしょう。私が聞いたのは、飯塚市が引き取って責任を持って管理運営しようとしてるわけではないんですね、と聞いたんですよ。ま、いずれにしても大変無責任ですよ。で、5月10日の本総務委員会の所管事務調査において、病院・老人ホーム対策室主幹は次のように述べてます。「愛生苑の運営方針につきましては、飯塚広域市町村圏事務組合において協議を進めていただき、新市における養護老人ホームの施設の効率的な管理運営方法の検討を進めていくこととしております。」要するに、飯塚広域市町村圏事務組合において効率的な管理運営方法の検討を進めていく、こういうことを言ってるんですね。それから4ヵ月半が過ぎました。この間の経過を少し詳しく聞かせていただきます。まず、この問題についてあなた方は入居者の意見をきちんと聞いたことがありますか。

○ **病院・老人ホーム対策室主幹**

この件につきましては、合併前の検討委員会の中で、福祉検討委員会というのがございます、その中で、今後の広域圏における愛生苑について、どのような管理運営をしていくのかというものが一つ上がっておりまして、これの選択方法としていろいろ、広域圏の方で行うべきなの

かとか、また市の方が譲渡を受けてやるものかと、いろいろそういった方法も検討されておりました。それにつきましては、新市において改めて広域圏の方向を見ながら、市の方で検討していくということに、そういうような経過になっております。その中で一番問題となりましたのがやはり、愛生苑という養護老人ホーム施設の今後のあり方、また市の方では志ら川荘という施設もございますので、そういったところを、トータル的な運営について今後検討していきたいということで、協議を進めてきた経緯がございます。

#### ○ 川上委員

私の質問に答えないということは、入居者の意見をきちんと聞いたことがないということで確認していいですか。入居者に集まっていたら、現地で、こういうふうなことを考えてるけど、どうしたらいいとか、皆さんがもっと暮らしやすくするためにどうしたらいいとか、聞いたんですかって聞いているわけでしょう。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

入所者に対する会合とかいうものは改めて行ったという経過はございません。さらに、その施設の職員の方で、いろいろとそういった状況を、先ほど答弁いたしましたような施設のいろいろな問題ですね、環境の問題、そういうものはお聞きしております。

#### ○ 川上委員

直接あなた方はね、入居者から話を聞いてないということですよ。大変なことだと思いますよ。で、ここから少し質問をまとめて言いますからね、よく聞いててくださいよ。飯塚広域市町村圏事務組合は、いつどういうメンバーで開かれたか。4ヵ月半の間ね。それから、どういう点を検討したか。それぞれについての判断はどうであったか。まとめて答弁をお願いします。

#### ○ 総合政策課長

合併前の福祉検討委員会の中で、合併後半年の間で結論が出せるよう、という引継ぎがございましたので、合併後、2市1町の市長町長会を開いていただきまして、この愛生苑問題についてご協議をさせていただいております。今後の効率的な運営も含めまして、その市長町長会の中で、この施設の飯塚市への帰属というようなことで、話が合意を頂いておるところでございます。

#### ○ 川上委員

いきなり市長と町長が集まって、それで決めたんですか。お尋ねします。

#### ○ 総合政策課長

2市1町には、広域市町村圏の事務局といいます、管理の立場の職員がでございます。基本的なお話は市長町長会でしていただきながら、部分的な事務レベルでの話は事務局サイドでの打ち合わせを積み重ねさせていただいております。

#### ○ 川上委員

そういうことも大事なんですけど、市長・町長が集まって、白紙から頑張ってくださいという話にはならないでしょう。少しいろんなことしてから、事務局提案をするわけでしょう。柏芳会記念福祉事業会という社会福祉法人を知ってますね。この柏芳会記念福祉事業会は、株式会社麻生飯塚病院と同じ麻生グループの一員として1995年12月、当時宗像郡玄海町大字神湊118-2に、特別養護老人ホーム・ショートステイ・ケアハウス・デイサービスセンター・在宅介護支援センターの、複合型の高齢者福祉施設を開設、株式会社麻生取締役会のもとにある戦略ユニット、その中のプロフェッショナル・ユニットと呼ばれる14法人の一つなんです。飯塚広域市町村圏事務組合の代表が、その市長町長会の前に、この柏芳会記念福祉事業会を代表する人と会ったことがありますか。わかる人が答弁してください。

#### ○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:04

再開 11:13

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

お会いしたことはありません。

○ 川上委員

それでは、市長町長会の後には会ってませんか。

○ 企画調整部長

お会いしたことはありません。

○ 川上委員

じゃあ、会った人が答弁してください。

○ 企画調整部長

先ほどご答弁しましたように、市長町長会以降につきましても、お会いしたことはありません。

○ 川上委員

今回の愛生苑の飯塚市への移譲、財産処分は、飯塚市がいささかでも公的な責任を果たそうとするものではなく、部長が答弁したように、既に発表されているとおり、2008年4月1日をもって柏芳会記念福祉事業会に、養護老人ホームという名称ではなく、養護老人施設ということで、そっくりそのまま無償譲渡とすることが前提です。飯塚市と柏芳会記念福祉事業会との間では、2008年から少なくとも30年間は養護老人施設として運営を継続するというのが、基本条件になっているようです。それでは今、愛生苑に入所している、市県民税が非課税の均等割まで高齢者、社会的立場の弱い方々79人は、現在と同じ負担で入所を続けられるのかどうか。お金が足りないということが理由で、事実上退所せざるを得ない人が生まれることはないか。こういう点は、あなた方検討しましたか。お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

民間の方に移譲しても、同じような措置となるということでございます。

○ 川上委員

それは誰と話をしたんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

高齢者支援課の担当の中で協議した中で、確認をしております。

○ 川上委員

相手と話しないと、そういう答弁は出てこないでしょ。さっきの答弁はどういう意味ですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この運営につきましては、各市町から入所される方の措置費を負担することになっておりますので、それは法的にはきちんと守られているところでございますので、民間に移譲しても同じような取り扱いになるということで、民間にもそのことについては伝えております。

○ 川上委員

民間の方に伝えたんですね。こういう大事なこと、電話では伝えないでしょう。あなた方、さっき会ってないって言ったじゃないですか。どちらが本当ですか、部長。

○ 企画調整部長

措置費関係、それから入居状況、これらは老人福祉法の中できちんと明確に規定されております。

○ 川上委員

もう、市長、答弁不能ですね。部長は、柏芳会を代表する人と、市長町長会の前にも後にも会っていないと言う。主幹は、民間の方に連絡したと言う。柏芳会に連絡する以外にないでし

よ。こんなの電話で話さないでしょう。会ってるじゃないですか。

#### ○ 市長

柏芳会の役員とか、そういう方と直接ではなくて、麻生グループにおける担当の方とお会いしたということであって、柏芳会そのものの事業をやっておられる方とはお会いしていないという答弁だと、私は思っております。

#### ○ 川上委員

大変よくわかりました。それではですね、少しまとめて聞きましょうね。当然、入所要件や費用負担については現在と同じなのか。また、愛生苑は7年以内、つまり2015年までに現在の颯田病院敷地内に建て替えることとなっていますけれども、個室化を図ることなどを理由に、入居者の負担が増えることがないかどうか。さらに、入所要件や費用負担について柏芳会記念福祉事業会は30年間ずっと、飯塚市長の意思に従うのかどうか。どういう検討をされたか、お尋ねします。

#### ○ 企画調整部長

この件につきましてはですね、先ほどもご答弁させていただきましたように、他の機関なり他の委員会の方で、ご議論いただくということになっておりますので、ご答弁については差し控えさせていただきます。よろしくお願いたします。

#### ○ 川上委員

議会に対して、大変失礼な発言ですよ。総務委員会に、あなた方が議案を出したんですよ。総務委員会の所管事項じゃないですか。ここは総務委員会をやってるんですよ。議会のどこでそれを審議するかは、議会が決めることです。皆さんとも相談しないといけないけれども。なぜ、あなた方が指図するんですか。議会と行政とはどういう関係ですか。議会がチェックするんでしょう。あなた、何十年も公務員やってるんだから、わかるでしょう。それでね、質問を続けますけどね、柏芳会記念福祉事業会が、あなた方が大丈夫と言うような条件に違反する時は、それを食い止める法的な制約はありません。いろいろお聞きしてきましたけれども、飯塚広域市町村圏事務組会から飯塚市への設置者変更は、市の責任による運営ではなく、2008年4月からの柏芳会記念福祉事業会へ無償譲渡が前提となっており、しかも、現在の低所得の入居者が安心して住み続けられる保証はなく、低所得者の新たな入居も厳しいものがあると予想されます。今回の設置者変更によっては、入居者にメリットがみられないどころか、自治体の責任放棄によって、この30年間にわたって愛生苑が果たしてきた低所得の高齢者の福祉を増進する役割、これを失わせることにもなりかねません。市長は、今回議案を撤回する考えはありませんか。

#### ○ 企画調整部長

先ほどからご答弁申し上げますように、今回このような一部事務組合の廃止、それを受けてまして財産処分という議案を上程させていただいております。そういうことからしまして、皆さんのご協力をよろしくお願いたします。

#### ○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:25

再 開 11:30

#### ○ 委員長

委員会を再開いたします。

#### ○ 川上委員

いろいろお聞きしてきましたが、飯塚広域市町村圏事務組会から飯塚市への設置者変更は、市の責任による運営ではなく、2008年4月からの柏芳会記念福祉事業会へ無償譲渡が前提となっており、しかも、現在の低所得の入居者が安心して住み続けられる保証はなく、低所得

者の新たな入居も厳しいものがあると予想されます。今回の設置者変更によっては、入居者にメリットがみられないどころか、自治体の責任放棄によって、この30年間にわたって愛生苑が果たしてきた低所得の高齢者の福祉を増進する役割、これを失わせることにもなりかねません。市長は、今回議案を撤回する考えはありませんか。

○ 市長

私は今までの動きを、ずっとこの愛生苑に関してやってきた中で、私は最良の選択であろうと思って議会の方に提出したつもりでございますので、撤回する予定は全くありません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

確認をさせていただきます。この資料でですね、広域圏の財産の概要ということで出ておりますが、愛生苑は単年度は恐らく赤字で超過負担ということでやっておりますけどね、赤字の分は、累積で赤字ということは全然ないわけですね。全部、単年度ごとに超過負担で全部違う、で、消してるということですかね。それちょっと、確認だけさせてください。

○ 総合政策課長

単年度の超過負担につきましては、構成団体で割合に応じまして負担金の拠出をいただいております。

○ 兼本委員

ということは、この平成19年の4月1日から飯塚市のものになるということですが、恐らく平成18年の3月31日までの分も当然、超過負担が出てくると思いますが、それも現在の負担割合において、全部収支バランスとれた形で飯塚市が引き継ぐということになるわけですね。

○ 総合政策課長

そのとおりでございます。

○ 花村委員

125号でございますけれども、組合の解散の議決、前の議案の119号と、この120号。これの解散のですね。嘉麻市と桂川町の状況をお聞きしたいんですが、ちなみに桂川町は、解散も財産に関する処分についても議決したと聞いておりますけれども、桂川町と嘉麻市のものも議決等のあつていれば、その月日を教えてもらいたい。

○ 企画調整部長

桂川町の町議会の方では、9月15日にこの両議案は、可決されております。嘉麻市につきましては、本日本会議が開かれていまして、本日追加提案ということで、上程されております。本日可決されるかということになっております。

○ 小幡委員

財産の概要ね。これに資産が載っていますが、建物の下に所在地ってありますよね。これが飯塚市所有ということになっておりますが、その土地の財産価値はおいくらでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

愛生苑の土地は、鯉田にございまして、宅地で9,682.96㎡、これ管財の方で評価していただきまして、仮評価でございますが、平米当たり2万7,200円と、従いまして合計で2億6,337万6,512円となっております。

○ 小幡委員

ちょっと確認しますね。9,682㎡、平米当たり2万7,200円掛けますと2億6,000万強ということですが、これは財産概要の中に載っていませんけども、財産とみなさしてない訳ですか。

○ 総合政策課長

広域事務組合の財産は、建物でございまして、用地につきましては、従来から飯塚市の財産でございます。

○ 小幡委員

解りました。飯塚市の財産で飯塚市の財産としては、2億6,000万一応保有しているということで確認します。もう一点教えてください。一部組合から本市に仮に本市が引き受けますね、引き受けた後の今、川上委員の方から記者会見に関することでしょう。いろんな質疑出てましたけど、質問出てましたけど、総務委員会の方に新たにですね、そういった市が引き受けた後の愛生苑の運営を若しくは処分若しくは、いろんな手法のひっくるめて上程、提案そういった時期が必ず出てくるんでしょうか。出てくるとすれば、いつの次期にどういった方法で、審議出来る場が設けられるのかだけ教えていただけますか。

○ 企画調整部長

愛生苑の福祉施設につきましては、近々のうちに他の委員会等設置いただきまして、そちらの方でそちらの方でまずは、ご審議していただくという形をとらしていただこうと思っております。次の段階としまして、この愛生苑のいわゆる施設の設置条例、それからいわゆる条例の取得議案とか、そういうのが参ってまいります。一番早いのが12月議会の方に議案の上程、それから3月議会、6月議会というふうに年度追うごとに議案というのは、上程させていただくという予定にいたしております。

○ 小幡委員

答弁の中で、委員会を設置していただいてという話がありましたが、総務委員会じゃないわけですかね。別の委員会という意味でしょうか。

○ 企画調整部長

すみません。失礼しました。12月議会に愛生苑の設置条例、それから取得議案というふうな形での議案を今後上程させていただく予定にいたしております。

○ 小幡委員

わかりました。結局、総務委員会でね、これは引き続き財産処分した後にね、審議できるのかというのが、聞きたかったわけですよ。それとまあそれだけは、ちょっと簡単に総務委員会で引き続き、そういった審議できる場が設けられるかを教えてください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:39

再 開 11:40

○ 委員長

委員会を再開いたします。だから、そっち側が議案の提出のあり方、今議会事務局から言ってもらったけど、同じような答弁をしてくださいよ。解っているでしょう。議会の流れっていうのは、ね。

いやいや、議案を提出して議会でどういうふうにちゅう答弁してもらえればいい。そういうことやからね。はい。

○ 企画調整部長

12月議会に愛生苑の設置条例、それから取得議案そういうのを上程させていただきます。そして、議会の方が所管の委員会等にこうして付託されるというような流れになろうかと考えております。

○ 小幡委員

ちょっと最後の質問です。そういうことだそうですので、結局その上程される時期と、12月に上程するということですが、それ執行部提案という形でしっかりと上程されるということで、よろしいですね。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

議案第120号に対し、反対討論を行います。飯塚広域圏市町村事務組合から飯塚市への設置者変更や市の責任による運営だけではなく、2008年からの柏芳会記念福祉事業会へ無償譲渡が前提となっております。飯塚市があげる基本条件などを見ると現在の低所得の入居者が安心して住み続けられる保証は全くなく、低所得の新たな入居も厳しいものが予想されます。入居者にメリットがみられないどころか、自治体の責任放棄によって、30年間に亘って愛生苑が果たしてきた低所得の高齢者の福祉を増進する役割を失わせることになりかねません。従って、低所得の高齢者の生活を根底から脅かす今回議案には反対です。詳しくは、本会議で述べることで、以上で討論を終わります。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。議案第120号飯塚広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分については、原案どおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

( 挙手 )

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきもの決定いたしました。

次に、議案第121号平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 財政課長

配布いたしております、補正予算資料、右の上の方に追加提案と記載いたしております分をお願いいたします。1ページをお願いいたします。表の下の方に記載しておりますように9月17日の台風13号の被災によります災害復旧費を追加補正いたすものでございます。補正額といたしまして、161,139,000円でございます。3ページをお願いいたします。この表は、施設ごとの災害普及費を集計いたしましたものでございます。復旧額の総額といたしまして、左側の下の方に記載いたしておりますが、総額で174,700,000となっております。被害の大きいものといたしまして、公営住宅の屋根瓦の飛散等で10,709,000円、小中学校の蓮台寺小学校の屋内運動場屋根の破損で26,615,000円、文化会館の大屋根の飛散で99,330,000円ということで、現在把握している額が以上のような額でございます。それに対応戸いたしまして既決予算で対応したもの、予備費で対応したもの、今回の補正で計上させていただくものに分類いたしております。その横にその財源として記載いたしております。右側に今回計上いたしております補正予算の災害復旧費といたしまして、141,139,000円、その財源といたしまして国庫支出金7,006,000円、市有物件の共済金などが66,925,000円、市債といたしまして48,600,000円、なお市債の約半分が後の償還時に交付税で算入される見込みとなっております。2ページに戻っていただきたいと思っております。歳入で先ほど申しました特定財源が見込まれますが、それ以外といたしまして財源のバランスをとるために繰越金として38,608,000円を計上いたしております。歳出の方の分でございますが、先ほど説明いたしました災害復旧費の他に予備費として20,000,000円を計上いたしております。この予備費につきましては当初予算で60,000,000円計上いたしておりましたが、7月、8月、そ



れと今回の台風13号の災害によります対応といたしまして、これら含めました40,000,000円を越す充用を行っておりますので、20,000,000円を追加するものでございます。災害復旧費の詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

補正予算書9ページ、歳出14款、災害復旧費2項土木施設災害復旧費、各所公営住宅災害復旧工事の工事請負費1,000万円についてであります。今回台風13号による市営住宅の被害については、説明書によって、住宅名は解りますが、具体的な被害状況をお尋ねいたします。

○ 住宅課長補佐

お答えいたします。その前にですね。今日、建設委員会が開催されておりますので、住宅課長がそちらの方に出席しておりますので、ご了解いただきたいと思います。それでは、お答えいたします。今回の台風13号でございますけれども、被害状況といたしましては、本庁分が73戸、それから穂波支所32戸、庄内支所45戸、颯田支所14戸、筑穂支所3戸になっております。トータルで167戸の被害がっております。

○ 川上委員

住宅ごとにはですね、お聞きしたかったわけですがけれども、まあいいです。それでこの説明書にあるうちですね、上三緒団地は、2年前の9月7日にも台風18号によって、31、33、76、78、79、80、109、110の各棟をはじめ、瓦が飛散したり、材木が窓から飛び込んできたりしたことなどにより、相当重大な被害を負いました。まず、こういう被害が、特に上三緒団地繰り返されるとお考えですか。お尋ねします。

○ 住宅課長補佐

上三緒、下三緒についてはですね、地形的にも高台にありまして、ご存知のように平成16年においては、台風時期に2回続けてですね、被害に遭っております。これについては、現地を確認しておりますけれども、台風の風の方向等いろいろあると思われまして、地形的にやはり高台にあって、下からの吹き上げが相当強いものと思っております。

○ 川上委員

言われるとおり、この団地は、小高い丘の上に位置し、強風を受け易いために、被害が大きくなる傾向がありますが、もともと老朽化も進んでいることも問題の一つです。災害復旧は、災害復旧として、直ちに進めつつ、この際、老朽化が進む市営住宅全体について、瓦止め加工を新たに行うとともに、平らな屋根の防水工事計画が進んでおりますけれども、速度をですね、早めるべきではないかと思っておりますが、お考え伺います。

○ 住宅課長補佐

今、質問者が言われましたように、上三緒、下三緒については、年次で工事を行っておりますけれども、今回の台風を受けまして、その施工についてはですね、来年度以降新たに検討してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

今の答弁は、瓦止め加工だとか、そういうことまでするという意味ですか。確認します。

○ 住宅課長補佐

瓦止めも含めたところでですね、検討してまいりたいと思っております。

○ 川上委員

次に同じく9ページ。4項文教施設災害復旧費、文化会館災害復旧工事、コミュニティセンター災害復旧工事、各種災害復旧工事の8,925万円についてです。この関係の被害状況をもう少し詳しく説明してください。

○ 文化課長

コスモスコモンの被害状況について、ご説明をいたします。コスモスコモンでは、大屋根の部分ステンレス製の屋根でございますが、これが2分の1以上剥がれまして、それが飛散いたしまして、その他の屋根の部分に傷をつけていくと、そういった状況でございます。

○ 川上委員

簡潔で、要するにですね、工事費がですね、この欄で約9,000万円にのぼるわけです。災害復旧費の中で、一番まとまった額ですね。どういう理由で9,000万円にのぼるのかと聞いておるんです。

○ 建築課長

コスモスコモンでございますが、3分の2ほど剥ぐれたり、浮き上がったりしておりますので、全面の取り外し、撤去、それから吊り工関係がございますけども、吊り工のアンカーの撤去、そういったもので、8,000万ほどとなっております。

○ 川上委員

最後に関連してですね。旧伊藤伝右衛門邸は被害はありませんでしたか。お尋ねします。

○ 文化課長

旧伊藤伝右衛門邸につきましては、棟瓦が4箇所程度、約20枚程度落下いたしております。それから中木戸が破損、それから駐車場のトタン塀が倒壊するといったような被害が出ておりますが、幸いにも棟瓦だけで済んでおりますので、雨漏り等の心配もございませんので、今後の復旧工事の中で、それぞれ対応していきたいというように考えております。

○ 川上委員

その棟瓦20枚はですね、特殊というか貴重なものだったろうと思うんですが、現状回復する必要がありますね、どれぐらい費用がかかりそうですか。

○ 文化課長

この分につきましては、まだ、積算はしておりません。今後の今、修復工事に入っておりますので、その中で積算をして、対応していきたいというように思っております。

○ 川上委員

工事を始めてるのに、その金額が解らないということはないでしょう。

○ 文化課長

旧伊藤伝右衛門邸の瓦の修理には、まだ着手いたしておりません。今後していきたいというふうに考えております。

○ 岩本委員

川上委員がされた質問とかぶりますけど、9ページのコミュニティセンターこの件についてお尋ねいたします。今回13号の台風につきましては、農産物をはじめ多大な飯塚市にとりまして甚大な被害を被ったわけですが、私も全ての現場は見えておりません。ただ、コミュニティセンターで現場を見てきた感じですけど、ひとつお尋ねしたいのはこういうふうな公共建物については安全が最優先ですね。そういう中で、風速40mですね、飯塚市に吹いた風は風速40mということは執行部から発表されました。しからば、あの建物がかかなりステンレスの鉄板ふかれておりますけど、もともと設計に風速に対して何mの耐久性がありますよというふうなことが盛り込まれていたのか、それが1点。それから現在補修作業をすでにしてあります。それは結構なことなんですが、今回の補修で風対策、このへんがきちんと工事施工者と打ち合わせされているのか、この2点についてお答えください。

○ 建築課長

風速何mまでもたれるかということでございますが、設計では60mを設定しております。それから、施行に対しては業者あたりと現場で調査しながら、吹き飛んだ状況等見ながら施行させております。

○ 岩本委員

今風速60mに耐える設計であったということですよ。そうしますと、あのコスモスコモンに吹いた風の最大瞬間風速、そのへんはデータとしてありますか。つまり風速60mで耐えられる設計であれば40mというのは20mの誤差がありますね、これは大変な数字なんですよ。そういうふうな観点からいくと、ちょっと疑問点が生じるわけですよ。そのへんはあの近くで何mでもともとあの設計工事をされた方が、そういうふうなことに對して明快な回答を求められましたか。

○ 建築課長

測定値につきましては、その現場の測定値はございません。飯塚市の測定値が瞬間最大風速が40。1mですので、場所によって風の強さがことなっておりまして。それで、当初の設計につきましては、60mで設計しております。業者に対しては確認はいたしております。何で飛んだのかということでございますが、15年間の経過年数がございましていろんな飛来物、それから近年の地震によって建物のひねり、それと損傷があったのではないかとということで複合条件によって今回金属屋根が吹き飛んだのではなからうかと推測されます。

○ 岩本委員

わかりました。いずれにしても、起こったことはしょうがないので、今後補修作業、約9千万もかけられます、巨額な費用を投資するわけですから二度とこういうふうな風速60mで設計されておるのであれば、更に10mぐらいアップして安心安全の文化施設としてもらいたいと、これは強く要望して私の質問は終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第121号「平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:01

再 開 12:01

○ 委員長

委員会を再開いたします。お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から8件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

○ 庄内支所地域振興課長

公用車による交通事故についてご報告いたします。本件事故は去る8月8日火曜日午後3時55分頃、庄内支所地域振興課職員が福岡市民会館で開催されました福岡県人権同和教育夏季講座に参加後、飯塚市に帰庁のため福岡市博多区対馬小路の須崎橋を通行の際、職員の不注意により赤信号を見落とし交差点へ進入し、左側より直進してきた相手方車両と衝突したものでございます。損害状況としましては、市側の人身傷害は無く車両については全部バンパー、ボ

ンネット、左右フロントフェンダー等の修理が必要であります。相手方の人身傷害につきましては、右肩打撲等で現在通院加療をされております。車両につきましては、右側後部ドア、右フロントフェンダー等の修理が必要であります。事故の原因は、職員の赤信号見落としが要因であります。また損害賠償額については、現在相手方が通院加療中でありますので、通院状況を見ながら協議してまいりたいと思っております。職員の交通事故につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っておりますが、今回の事故につきましては職員の不注意が原因であり、当該職員は厳しく指導するとともに他の職員にも安全運転を心がけるように指導を重ねてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

#### ○ 管財課長

公用車による交通事故について報告をさせていただきます。本件事故は去る8月29日午前11時30分頃、健康増進課飯塚保健センター職員が公務のため市内鯉田地内を巡回中、市道椎ノ木子ベケ崎線に公用車を停止し、降車しようとして運転席ドアを開けたところ、後方より走行してきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷したものでございます。双方とも人身に怪我はなく車両の損傷の程度は、公用車は運手側ドア及び右フロントフェンダーで、相手側はフロントバンパー及び左フロントフェンダー、左ヘッドライト等の修理が必要であります。事故の原因ですが、市職員が後方確認を怠ったことが主たる要因で過失割合は市側が100%でございます。相手方に対する損害賠償金223,959円及び公用車の修理代65,877円については、全額社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるようになっております。先ほどと同じですが、大変申し訳ないんですが職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っております。なお今後事故を起こさないよう、当該職員はもとより他の職員につきましても安全運転をするように指導いたします。

以上、簡単ではございますが公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「職員の不祥事について」の報告を求めます。

#### ○ 人事課長

職員の不祥事についてご報告申し上げます。生活保護費着服事件にかかる当該職員の懲戒免職処分及び関係職員の処分につきまして、ご報告いたします。新聞報道等によりまして既にご存知かとは思いますが、当該元職員は平成11年4月に保護課へ異動となり、ケースワーカーとして勤務いたしておりました。元職員は、平成14年頃から消費者金融や住宅ローンへの返済が滞り、その返済に困ったことから平成14年10月から平成18年5月にかけて、保護世帯の稼動収入の増加、市外転出等により保護の廃止・停止等の事由が発生したにもかかわらず、廃止・停止等の正式な事務処理を行わずに、生活保護費の支出を継続させ、本人に成り代わり保護費を着服いたす等の手法で13世帯の合計7,442,376円的生活保護費を着服していたものであります。なお、着服金額につきましては、元職員の親族の支援により8月8日に

全額が返還されております。当該元職員の処分につきましては、平成18年8月10日付けで、地方公務員法第29条第1項の規定により、懲戒免職といたしました。また、上司等関係職員につきましても、8月10日付けで、管理・監督責任等により、事件当時の、また、現部長職の2名に対し懲戒戒告、現課長職と事件当時の係長職の4名に対し懲戒減給(10分の1)2ヶ月、現課長補佐職と係長職の2名に対し懲戒減給(10分の1)1ヶ月、計8名の処分をいたしております。今回の事件は、倫理観の欠如など当該元職員の資質もさることながら、公金の管理体制、事務処理のチェック体制の甘さや不備に起因するものでもあり、管理・監督者に対し、事件の反省に立った公金の管理体制の再確認や見直しなど、具体的な指導を強く行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、今回の事件の概要等についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

私は、厳罰主義が必ずしも再発防止につながる、それだけでつながるといふふうには思いませんけれども、懲戒免職にした職員の氏名を公表しないのは何故か、お尋ねします。

○ 人事課長

懲戒処分の処分者に対します氏名公表については、新市になりまして公表の規程を設けております。その規程に基づきまして、今回氏名については公表いたしておりません。それなりの処分を受けたと、懲戒免職という処分を受けたというところで、それなりの社会的制裁を受けたという中で氏名については、現在のところ規程に基づき公表をいたしていないところでございます。

○ 川上委員

追い打ちをかけるかどうかというようなこともあるかもしれませんが、市民の中ではお手盛の内部規則で仲間を守ると、そういう批判の声があがってますね。お聞きになっておるでしょう。それで、この内部規則、検討するお考えはありますか。

○ 人事課長

公務員の不祥事につきましては、他自治体でも多々あっておるところでございまして、飲酒運転等もございまして。今回、処分規程等も含めました中で、今後とも検討を進めたいと、飲酒運転についての厳罰化についても一般質問で答弁させていただいたところでございますが、こういった処分関係につきましても厳しく対処する方向で検討いたしていと考えております。

○ 川上委員

それから手口の問題ですね。稼働で自立、それから転出などによって受給者じゃなくなった方にもかかわらず、受給者であるかのような事務処理をしてそのままそっくり保護費を横領したということですね。それで、たまたま転出したのか、それともこの元職員が何らかの意図をして転出させたのか、あるいは稼働能力がないのに、乏しいと思われるのに無理を言って稼働するという事で自立させたりはしていないか。13件の中にそういう例がないか調査されましたか。

○ 人事課長

質問者が言われますような保護世帯に対しまして、そういった圧力を加えたとか、事実を強制的につくったとかいうことではございまして、生じた事由を利用してという報告を受けております。

○ 川上委員

それはそれ以上追いかけてませんが、私が聞き及んでいる中では家賃があなたは高い所に住んでいるので、もっと低い所に住んだらどうですかと、急に言われても困ると、住宅見付けきらないと、というふうに言うと桂川町がいいですよと言われた方がいるんですね。それから、糖

尿病でインシュリンを1日4回も何回も打たないといけない方、こういう方に、これは場合によっては意識不明になるわけですね、そういう方ががんばって働こうと、自立してはどうかという話をした例もありますね。国が生活保護が増えるのを嫌って、構造改革の中でつくっておきながら、よくなっていきながら絞り込んでいく政策をとっている中でのことだろうとも思うわけだけれども、この点はそこにつけ込まれる危険性があることを、私指摘しておきたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「男女共同参画に関する市民意識調査について」の報告を求めます。

○ 男女共同参画推進課長

男女共同参画に関します市民意識調査の実施内容についてご報告いたします。男女共同参画推進条例及び男女共同参画計画の基礎資料にするために、市内の20歳以上の男女3000人を対象に、8月16日から8月末日までにかけて「市民意識調査」を実施いたしております。調査票の回収枚数は1605件で、回収率は53.5%でございます。この市民意識調査の結果をまとめた報告書は19年3月に作成、公表することにいたしております。

以上、簡単ではございますが、市民意識調査の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「飯塚市消防団の第19回福岡県消防操法大会「小型ポンプの部」優勝について」の報告を求めます。

○ 総務課長

飯塚市消防団の福岡県消防操法大会での優勝につきましてご報告いたします。去る9月3日に福津市の福岡県消防学校で開催されました「第19回福岡県消防操法大会において、飯塚市消防団の代表として出場した颯田方面隊選手団が「小型ポンプの部」で優勝しました。この大会は、消防団員の消防操法技術はもとより、厳正な規律と迅速的確な団体行動力が審査されるもので、小型ポンプの部には、県下消防団から15チームが出場し、長期間に亘る訓練の成果を競いあった結果、飯塚市消防団が見事に優勝したものです。なお、この大会で筑豊地区の消防団が優勝したのは初めてのことで飯塚市消防団初の快挙となりました。

以上、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「損害賠償等請求住民訴訟について」の報告を求めます。

○ 総務部長

平成18年9月13日付けにて福岡地方裁判所書記官名で、口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状並びに訴状が特殊郵便にて送達され、平成18年9月14日付けで受付いたしましたので、その概要を報告いたします。原告は、飯塚市綱分209番地9の松延正道氏で、被告は、齊

藤守史飯塚市長であります。訴訟内容は、旧庄内町における岩崎浄水場膜処理施設の実施設計及び機械設備工事につきまして、松延隆俊旧庄内町長、辻文雄現飯塚市図書館長及び縄手清春元庄内町議会議員以上3名の行為が、入札の公正を害したものであり、旧庄内町に発生した損害を賠償する不法行為責任があるとして、損害賠償を請求することを求めるものであります。次に、同町における町有地売却につきまして、松延元町長の行為は、時価を著しく下回る価格での売却であり、旧庄内町に発生した損害を賠償する責任があるとしたもの及び辻課長及び高本玲子氏（旧庄内町議会議員の妻）の行為は、時価を著しく下回る価格での購入であり、その下回った金額について不当利得であるとして、損害賠償若しくは不当利得の返還を請求することを求めるものの2件であります。次に、訴訟に至った経緯を簡単に報告いたします。岩崎浄水場膜処理施設の実施設計画及び機械設備工事につきましては、旧庄内町において平成16年度から平成17年度に実施がなされた事業であります。また、町有地売却につきましては、同町において平成17年度中に売却が行われたものであります。この2件につきましては、本件の原告より平成18年6月13日付けで飯塚市監査委員あてに措置請求がなされ、同年8月7日付けで棄却とされましたことから、原告が、この監査結果を不服とし、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定により、飯塚市を提訴したものであります。今後、監査結果を踏まえる中、顧問弁護士とも協議を行い、慎重に対応いたしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが損害賠償等請求住民訴訟に係る報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

この損害賠償等請求住民訴訟の第1回公判は、10月16日の2時福岡地裁302号法廷でありますね。市長、この請求内容は私は妥当なものだと思うんです。市長として、これを受け入れて和解を求める考えはありませんか、お尋ねします。

○ 総務部長

ただ今報告いたしましたように、福岡地方裁判所書記官名で送達されてきた訴状をご報告申し上げます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように監査請求が棄却されたことを不服といたしまして、起こされたものでございます。でありまして、この結果顧問弁護士ともよく協議をいたしまして、裁判に対して慎重に対応したいと考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「行財政改革の推進について」の報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革の推進について、これまでの経過等についてご報告いたします。別冊になっております資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。飯塚市行財政改革推進委員会規則についてでございますが、飯塚市附属機関の設置に関する条例第3条の規定に基づきまして条例施行規則を制定し、8月1日に施行いたしております。規則の主な規定内容でございますが、第2条で所掌事務、その主なものといたしまして行財政改革大綱、行財政改革大綱に基づく実施計画及び総務省の指針に基づく集中改革プランの策定に関する事、それから行財政改革の進行管理等について規程をいたしております。第3条の組織でございますが、委員12名以内、市政について識見を有する者から組織するというふうにていたしております。第4条の任期でございますが、1年といたしております。2ページをお願いいたします。第8条の会議の公開でございますが、会議は公開とすると規定いたしております。3ページをお願いいたし

ます。行財政改革推進委員会委員名簿でございますが、先ほどご説明しましたように、規則では委員 12 名以内となっておりますが、9 名で組織いたしております。他の自治体等で行財政改革の委員をされておられます大学の教授等 2 名、税理士 1 名、中小企業診断士 1 名、民間事業者等 5 名で組織いたしております。4 ページをお願いいたします。行財政改革大綱、集中改革プランの策定に係る主なスケジュールでございますが、最初の予定より若干遅れておりますが、行財政改革推進委員会を 8 月 3 日に立ち上げまして、現在 4 回開催し、行財政改革大綱の答申書案が大体まとまったところでございます。次回以降に実施計画の具体的推進項目等についてご審議いただき、10 月末を目途に行財政改革大綱答申書及び実施計画等の意見・提言書を市長に提出していただくことになっております。5 ページから 10 ページに住民の皆さんや推進委員会にお示ししました行財政改革大綱の骨子案をつけさせていただいております。この骨子案について、委員会でご審議いただいたわけでございますが、委員会での主な意見としましては、なぜいま行革が必要なのかをもっと明確に記載すべき、市の財政状況、財政構造の分析などについて記載すべき、市民ニーズにすべて応えることができない財政状況であることを住民にアピールする必要がある、行政用語、専門用語等はわかりやすい言葉に修正すべき、市民の視点に立った行政サービスの推進という表現は、行政の簡素化より肥大化につながるという誤解を招くおそれがある、地域の一体性・均衡ある発展という表現は、狭い地域で必要あるのか、革の主体は市民であることを市民に向けてアピール市民の協力が必要ということ盛り込んでほしい、公会計(バランスシート)の作成、公表について記載すべきというようなご意見等がございましたので、資料の 11 ページから 30 ページの「修正案 2」を 9 月 25 日の第 4 回推進委員会に提案し、審議をしていただき行財政改革大綱答申書の原案をまとめていただいたところでございます。31 ページをお願いいたします。パブリック・コメントの手法に倣いまして、8 月 1 日から 21 日まで、市民の皆さんに行財政改革大綱の骨子案を公表いたしまして、7 件のご意見をいただいております。その主なご意見としましては、市役所の休憩時間の消灯、旧 4 町役場(支所)の有効活用、政務調査費の廃止、公共性が重視される保育所、幼稚園、図書館、公民館などに指定管理者制度を導入しないこと、支所への要望・陳情などの窓口がわからない、特別職と議員の歳費の引き下げ及び議員数の削減、臨時職員の削減、学校給食の民間委託化等でございます。なお、市民の皆さんからのご意見等につきましては、タウンミーティングでのご意見と併せまして推進委員会に報告し、今後、実施計画や集中改革プランの中であわせてご審議していただくことになっております。

以上、簡単ではございますが、行財政改革の推進についての報告を終わります。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○ 川上委員

私はこの行財政改革推進委員会の第 3 回目と第 4 回目を傍聴いたしました。それで、この間の市長の取り組みを振り返ってみますと、タウンミーティング 1, 430 人、12 箇所に参加があったわけですが、重大なことは例えば一番強調された財源不足に対する危機感を市民に持ってもらいたいということについて、一般質問でも指摘はしましたけどあのように 43 億円、これも巨額です、巨額ではあるけれども 43 億円に財源不足圧縮されておるということが分かっておいて、1, 430 人に対して 52 億円だと、言い通したことの反省がない。それから、市民も大綱に対する意見募集が求められてるんだけど、今のところ七つですか、一人これから出したいという人がおられましたから八通になりましたか、市民意見を受け取るという点においても非常に短い期間で、本当に僅かな状態ですよ。この状態を行財政改革推進委員の上から二人目、出水 薫九州大学大学院法学研究員教授と、副委員長ですね、この方が今の市のやり方、推進委員会のやり方について自ら市民参加も無くバタバタと進めておるといふように指摘したんですね。それは 3 回目の時に指摘したんですね。どうにかならないのかと、ホーム



ページのことなども含めてね、指摘されたんですが4回目の時には更に進めて、どうしてもこのスケジュールでいかないといけないのかということをやったうえで、どうしてもこれでいかないといけないのであれば、市民参加で1年後なり1年半後なり見直すということをやった中におり込めないかと、ここまで言ったんですね。副委員長がここまで言わなければならないほど情報の提供だとか市民参加がない、そういう推進委員会の状況です。厳しい指摘を私は行政が受けたと思うわけですが、今後ここにあるスケジュールどおり行けば、今言った正しい情報の提供、それから市民の参加参画は非常に難しいと思うんだけど、このスケジュール再検討するお考えはありませんか。お尋ねします。

○ **行財政改革推進室主幹**

確かに第3回の推進委員会、それから第4回におきまして委員の方から期間が限定される中で、もう少し時間をかけて審議をすべきではないかというご意見等がございました。また、第4回9月25日に開催いたしました委員会の中でも委員の方から今質問者が申されますようなご意見をいただいております。その中で、この行革の大綱については、大体の中身については了解承をいただいたところでございますけど、付帯意見という中で先ほど質問者が言われましたように1年または1年半後に見直しをする時には市民参画を考えた中で再度大綱なり実施計画等の見直しをしたらいいというような付帯意見を付け加えた中で、事務局案を再度委員さん、正副委員長におはかりをした中で答申書案を作成していただきたいと思いますと考えております。なお、最終的な策定までのスケジュールでございますが、これにつきましては今まで委員会、それから本会議での一般質問等でご説明いたしましたように来年度以降の予算の編成が非常に厳しいという状況でございますので、そういう中で10月末を目処に大綱、実施計画、集中改革プランを策定するようにいたしております。このスケジュールにつきましては、あくまでも来年の予算に反映したいということから、スケジュールをたてていったものでございますので、このスケジュールを変更する考えはございません。

○ **委員長**

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「総合計画の策定スケジュール等について」の報告を求めます。

○ **総合政策課長**

総合計画の策定スケジュール等についてご報告いたします。総合計画の策定にあたりましては、新市建設計画をベースに具体的な施策等の内容を盛り込み、市長マニフェストや行財政改革等との整合性を図っていくことにしておりますが、当初、平成20年度から10年間の計画期間としておりました。しかし、市長マニフェストを反映させた計画とし、少しでも早く新市のまちづくりを行なう必要があり、行財政改革大綱及び集中改革プランが10月を目途に策定されることで、行財政改革との整合性を図ることが可能であり、合併にともなう国や県の財政支援活用計画の早期検討の必要、及び各所属課の各種個別計画を策定する際に、上位計画であります総合計画との整合性を図る必要などから、平成19年度から10年間の計画期間に変更するものです。策定スケジュール表を添付しておりますが、現在タウンミーティングをはじめ各種団体からの意見、提案をいただき、集約をしております。また、まちづくり市民会議と呼んでいますが、ワークショップも立ち上げ、まちづくりについての意見をまとめていることにしています。その後、20名で構成されます総合計画審議会での審議を経まして、12月定例議会に追加提案をさせていただく予定にしております。

以上、報告を終わります。

○ **委員長**

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。